うきは市指名停止等措置要綱に基づく指名停止中の業者は以下のとおりです。

令和５年３月１０日現在

指名停止業者	所在地	措置期間	措置理由	措置要件
株式会社 セレスポ	東京都豊島区北大塚1-21-5	令和５年３月１０日から 令和５年９月９日まで (6ヵ月）	県外入札等における独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為の処分	措置要綱第３条 別表２（６）

【うきは市指名停止等措置要綱第３条別表２（６）】

措　　置　　要　　件	期　　間
(独占禁止法違反行為） ６　県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6ヵ月以上１2ヵ月以内